

農業経営基盤強化準備金制度(税制特例)の適用を受けようとする皆様へ

青色申告に「農林水産大臣の証明書」の添付が必要です！

農業経営基盤強化準備金制度（税制特例）の概要

(特例措置の内容)

- 農業者が、農業者戸別所得補償制度などの交付金等を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

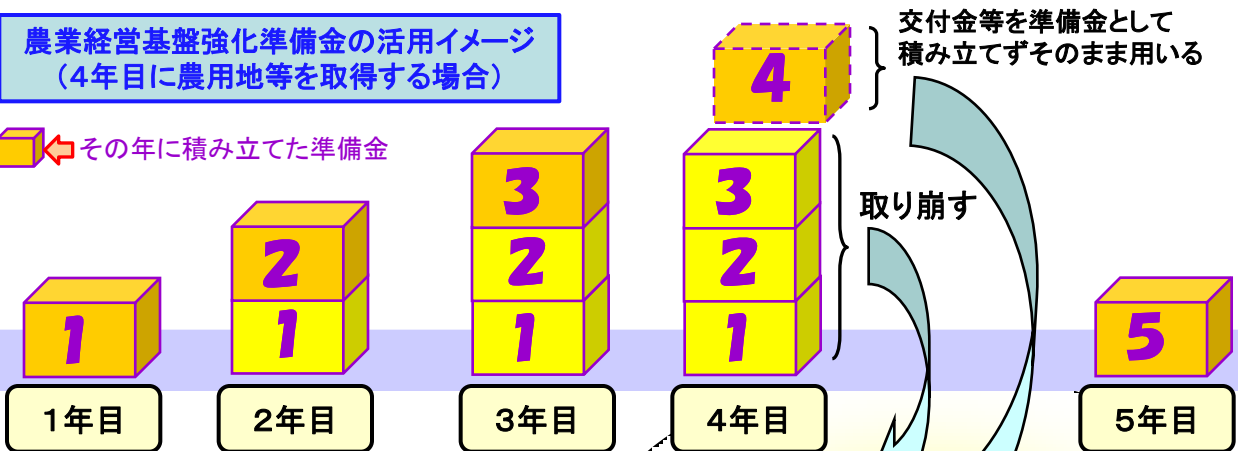
注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

農業経営基盤強化準備金の活用イメージ (4年目に農用地等を取得する場合)

その年に積み立てた準備金



準備金の積立て

交付金等を準備金に積み立てた場合、当該積立額を

- ① 個人は必要経費算入
 - ② 法人は損金算入
- (積み立てない場合、又は、積み立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額(益金)に算入され課税の対象となります。)

農用地や農業用機械等の取得

- 農用地や農業用機械等を取得した場合、
- ① 準備金取崩額
 - ② 受領した交付金等の額の合計額の範囲内で圧縮記帳

交付金等を投資に振り向け、経営発展！

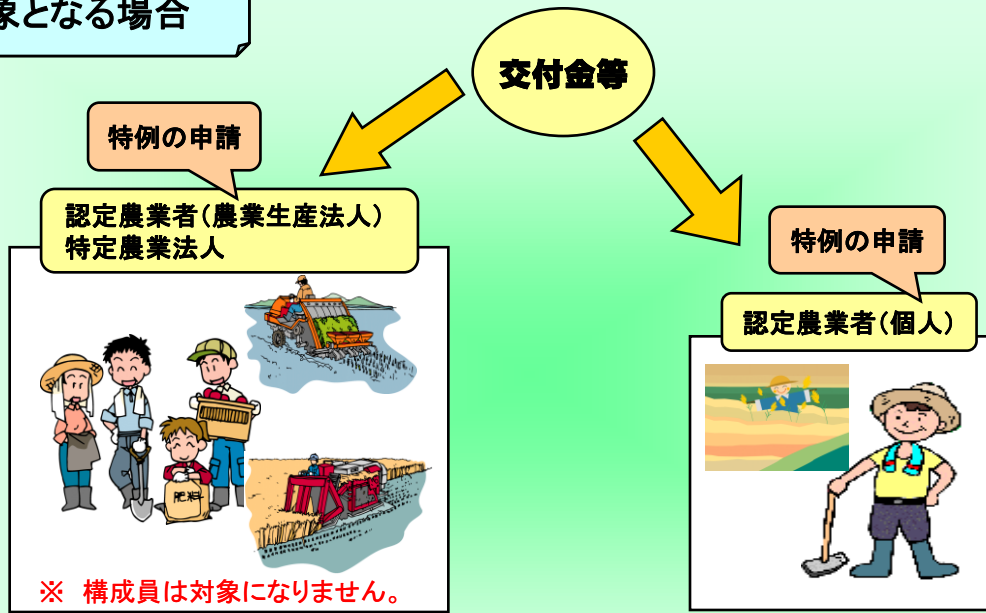
農業経営基盤強化準備金制度の対象となる農業者・計画は？

- 認定農業者(個人・農業生産法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 特定農業法人(認定農業者を除く) ⇔ 農業経営改善計画と同様の計画



交付金等の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う農業者が対象です。

対象となる場合



注) それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画等**に、この特例を活用して**取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件**となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画への記載・承認が必要**となります。)

対象となる交付金等

- **水田・畑作経営所得安定対策**
 - ・生産条件不利補正交付金
 - ・収入減少影響緩和交付金
 - ・担い手経営革新促進交付金
- **戸別所得補償制度等**
 - ・農業者戸別所得補償交付金
 - ・戸別所得補償制度実証事業交付金
 - ・水田農業構造改革交付金
 - ・耕畜連携水田活用対策事業費補助金
のうち取組面積助成事業に係るもの
- **農地・水・環境保全向上対策等**
 - ・農地・水・環境保全向上対策交付金のうち営農活動支援交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)
 - ・環境保全型農業直接支援対策交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)

対象となる農業用固定資産

- 準備金制度を活用できる農業用の固定資産は、農用地と農業用の機械その他の減価償却資産です。
- **農用地**
農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地 [農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号]
 - **農業用の機械その他の減価償却資産**
農業用の構築物と農業用設備(機械及び装置)など [耐用年数省令の区分によります。]
(例) 果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機など

注) 建物、建物附属設備、車両及び運搬具などは、対象となりません。中古品も対象となりません。

必要経費（法人は損金）に算入できる限度額は？

(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

次の1か2のいずれか少ない金額が、農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費（損金）算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額（交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額）
- 2 その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

イメージ

交付金等収入 250万円	所得 370万円
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



250万円が限度額となります。

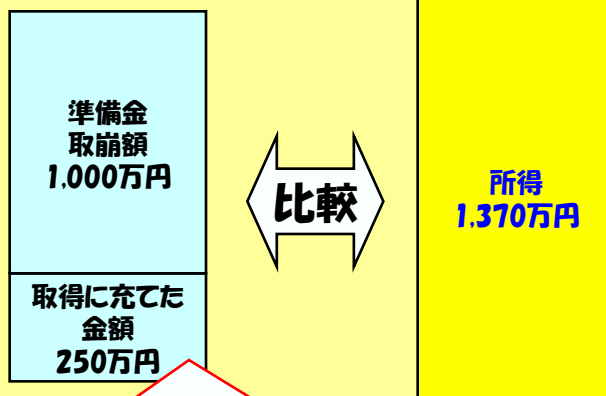
(2) 農用地等の取得（圧縮記帳）時

次の1か2のいずれか少ない金額が、固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費（損金）算入限度額となります。（ただし、取得した固定資産の価額が上限）

- 1 準備金の取崩額とその年（事業年度）の交付金等受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額（農林水産大臣の証明する金額）の合計額
- 2 その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

イメージ

準備金 取崩額 1,000万円	所得 1,370万円
交付金等収入 250万円	
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



取得した固定資産の価額が1,250万円以上であれば、1,250万円が限度額となります。

※ 取得した固定資産の価額が1,250万円以下の場合はその取得価額が限度額となります。

農業経営基盤強化準備金の効果（モデル試算例）

認定農業者
農林さんの場合

（所有水田：6.0ha、転作率1/3
（米：4.0ha、麦2.0ha、大豆2.0ha））

（単位：万円）

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B + C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金等収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E + F)	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A - D)	120	370
税額 (G × 12% ※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金等250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用
固定資産
1,500万円

固定資産の 帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

収入(益金)
1年目に積み立てた
準備金の取崩額
250万円

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

取得した農業用固定資産を圧縮記帳し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

30万円の納税
(250万円 × 12%)

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進！！

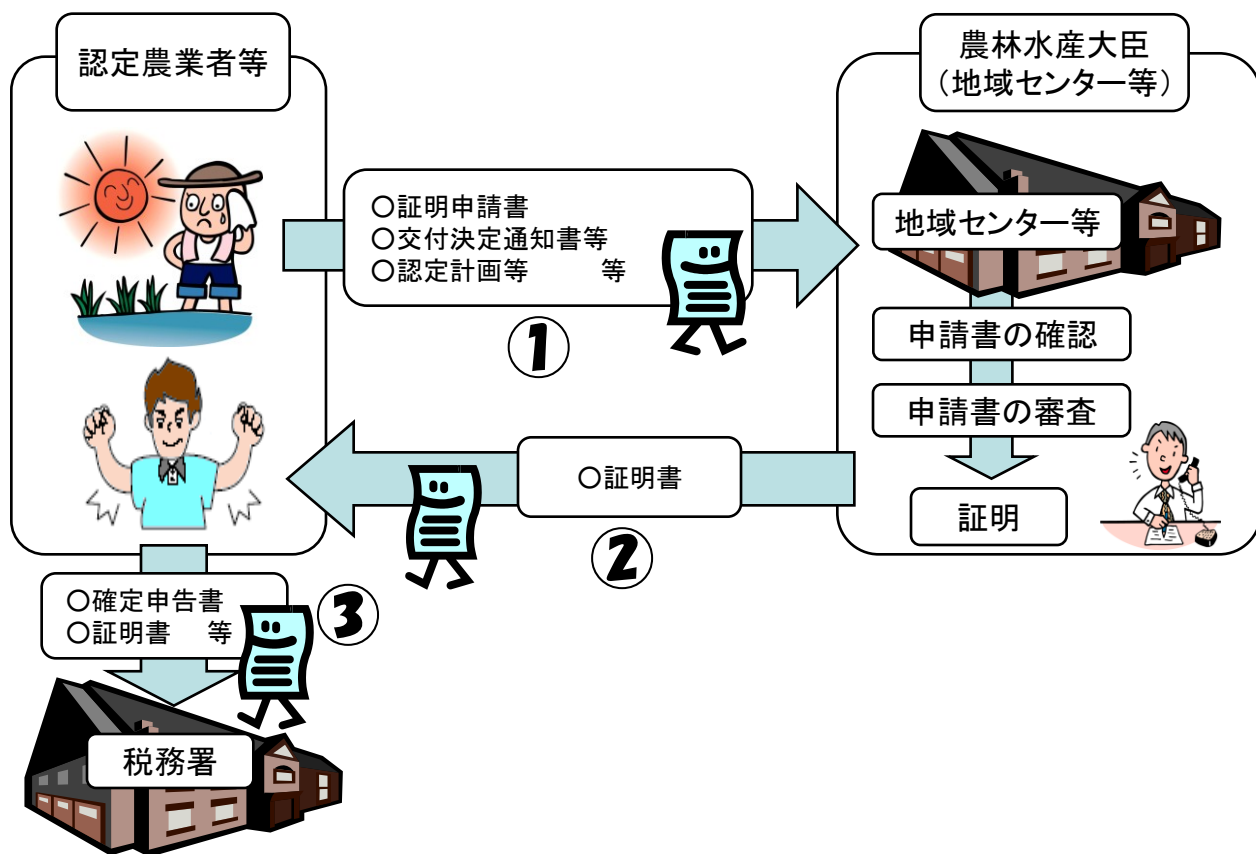
農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

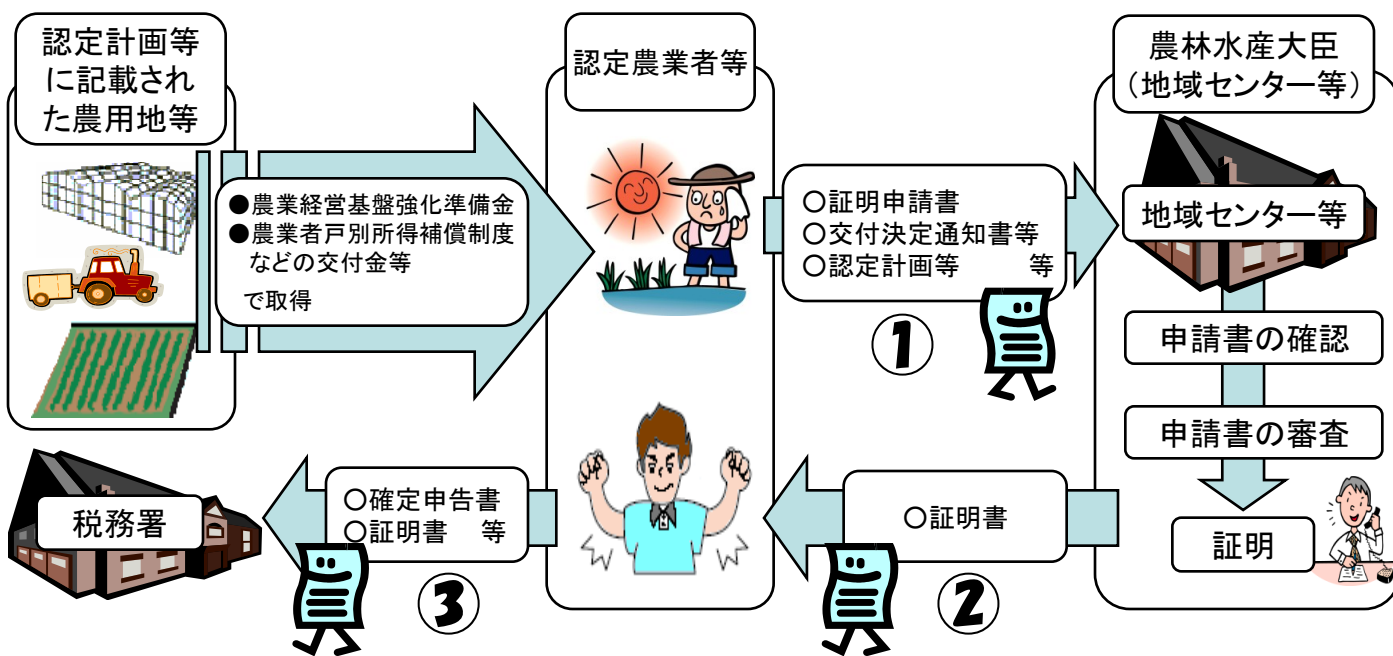
	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
交付金等を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金の手続きの流れは次のとおりです！

(1) 農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の事務手続き



(2) 農用地等を取得した場合の事務手続き



※ 証明申請書の様式については、最寄りの地域センター等に備え付けているほか、東北農政局ホームページからもダウンロードできます。
(http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/sikin/seido/kiban_kyouka.html)

※ 郵送による証明書の交付を希望される方は、返信用の封筒に80円切手を添えて、申請時に提出してください。

※ 特例の適用を受けようとする場合には、特例の適用を受けようとする年の所得税の確定申告を青色申告で行うことが必要ですので、青色申告をされていない方は、**特例の適用を受けようとする年の3月15日までに、「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。**

※ 「青色申告承認申請書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。(<http://www.nta.go.jp/>)

農業経営基盤強化準備金の適用のスケジュール

青色申告の手続

23年

23年分から青色申告を行う場合
23年3月15日までに
「青色申告承認申請書」を提出済

23年分の取引について
一定の方法で記帳

23年分の所得について青色申告を行わない方も24年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出すれば24年分から青色申告を行うことができます。

24年

24年2月16日～3月15日
確定申告(23年分)
23年に農業経営基盤強化準備金制度の適用を受ける農業者の方は、**農林水産大臣の証明書**を青色申告による確定申告書類に添付します。

24年分の取引について
一定の方法で記帳

水田・畑作経営所得安定対策に基づく支払
戸別所得補償制度等に基づく支払
農地・水・環境保全向上対策等に基づく支払

※

※ 23年12月末までに支払を受けた交付金等は24年2月～3月の確定申告(23年分)時に青色申告を行います。
24年1月1日以降に支払を受けた交付金等は25年2月～3月の確定申告(24年分)時に青色申告を行います。

農林水産大臣の証明

【準備金の積立時】

○ 農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てる金額

【農業用固定資産の取得時】

○ 受領した交付金等のうち農業用固定資産の取得に充てた金額
○ 農業経営改善計画等に従って農業用固定資産を取得したこと

【特別障害者からの準備金引継ぎ】

○ 前事業主が特別障害者に該当する者であること
○ 承継人が前事業主の認定農業者である推定相続人であること

※ 23年分の所得税の確定申告期限は24年3月15日まで(法人事業者の法人税の確定申告の期限は、当該法人の事業年度の終了日の翌日から2ヶ月以内)となっていますので、証明書の申請はお早めをお願いします。

○ 農業経営基盤強化準備金の積み立てを行っていた個人の方が「寝たきり」になった場合、後継者が所要の要件を満たす場合に限り、当該準備金を引継ぎ、更なる積み立てや取り崩しによる資産の取得に利用することができます。

申請手続きには、障害者手帳の写し等が必要となりますので、詳しくは最寄りの地域センター等にお問い合わせください。

25年

25年2月16日～3月15日
確定申告(24年分)

25年分の取引について一定の方法で記帳

準備金の証明申請及びお問い合わせは、最寄りの地域センター等をお願いします。

農業経営基盤強化準備金に係る大臣証明事務手続き受付窓口一覧

	機関名	管轄区域	所在地	連絡先
	東北農政局	—	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	担い手育成課 電話 022-221-6241
青森県	青森地域センター	青森市 五所川原市 むつ市 つがる市 平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町 板柳町 鶴田町 中泊町 大間町 東通村 風間浦村 佐井村	〒030-0802 青森市本町2-10-4	農政推進グループ 電話 017-777-3512
	青森地域センター弘前支所	弘前市 黒石市 平川市 鱒ヶ沢町 深浦町 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村	〒036-8084 弘前市大字高田1-10-10	電話 0172-27-5705
	八戸地域センター	八戸市 十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町 三戸町 五戸町 子子町 南部町 階上町 新郷村	〒039-1103 八戸市大字長苗代字狐田45-3	農政推進グループ 電話 0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢村 紫波町 矢巾町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町	〒020-0013 盛岡市愛宕町13-33	農政推進グループ 電話 019-624-1129
	奥州地域センター	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町	〒023-0828 奥州市水沢区東大通り2-2-32	農政推進グループ 電話 0197-24-3010
宮城県	農業者戸別所得補償制度推進室	仙台市 塩竈市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷町 大衡村	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	電話 022-221-1105
	大崎地域センター	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町	〒989-6156 大崎市古川西館2-3-33	農政推進グループ 電話 0229-22-2790
秋田県	秋田地域センター	秋田市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 北秋田市 にかほ市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 大湯村	〒010-0951 秋田市山王7-1-5	農政推進グループ 電話 018-862-5720
	大仙地域センター	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村	〒014-0014 大仙市大曲福住町3-14	農政推進グループ 電話 0187-62-2124
山形県	山形地域センター	山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町	〒990-0023 山形市松波一丁目3-7	農政推進グループ 電話 023-622-7247
	酒田地域センター	鶴岡市 酒田市 新庄市 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 三川町 庄内町 遊佐町	〒998-0061 酒田市光ヶ丘2-13-6	農政推進グループ 電話 0234-33-7246
福島県	福島地域センター	福島市 相馬市 二本松市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村	〒960-8107 福島市浜田町1-9	農政推進グループ 電話 024-534-4157
	福島地域センター郡山庁舎	郡山市 須賀川市 田村市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町	〒963-8013 郡山市神明町4-22	電話 024-922-1614
	福島地域センター会津若松支所	会津若松市 喜多方市 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町	〒965-0873 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	電話 0242-28-2700
	いわき地域センター	いわき市	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	農政推進グループ 電話 0246-23-8511
	いわき地域センター白河庁舎	白河市 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村	〒961-0074 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	電話 0248-22-1241